

中国四国防衛局達第 35 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日中国四国防衛局達第 5 号  
改正 平成 21 年 3 月 31 日中国四国防衛局達第 2 号  
改正 平成 22 年 3 月 30 日中国四国防衛局達第 2 号  
改正 平成 23 年 3 月 31 日中国四国防衛局達第 4 号  
改正 平成 24 年 4 月 6 日中国四国防衛局達第 2 号  
改正 平成 25 年 5 月 16 日中国四国防衛局達第 5 号  
改正 平成 26 年 3 月 31 日中国四国防衛局達第 2 号  
改正 平成 27 年 4 月 10 日中国四国防衛局達第 6 号  
改正 平成 28 年 1 月 29 日中国四国防衛局達第 1 号  
改正 平成 28 年 4 月 1 日中国四国防衛局達第 4 号  
改正 平成 29 年 4 月 1 日中国四国防衛局達第 4 号  
改正 平成 30 年 3 月 30 日中国四国防衛局達第 4 号  
改正 平成 30 年 11 月 27 日中国四国防衛局達第 11 号  
改正 平成 31 年 3 月 29 日中国四国防衛局達第 2 号  
改正 令和 2 年 3 月 18 日中国四国防衛局達第 26 号  
改正 令和 3 年 3 月 30 日中国四国防衛局達第 9 号  
改正 令和 4 年 3 月 30 日中国四国防衛局達第 7 号  
改正 令和 5 年 4 月 7 日中国四国防衛局達第 4 号  
改正 令和 5 年 4 月 24 日中国四国防衛局達第 6 号  
改正 令和 6 年 4 月 3 日中国四国防衛局達第 5 号

中国四国防衛局職員定員規則を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

#### 中国四国防衛局職員定員規則

第 1 条 地方防衛局（防衛事務所を除く。以下「本局」という。）の部課（室）及び係別定員は、別表第 1 のとおりとする。

第 2 条 地方防衛事務所（以下「事務所」という。）の課（岩国防衛事務所に限る。）及び係別定員は、別表第 2 のとおりとする。

#### 附 則

この達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年3月31日中国四国防衛局達第5号）  
この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日中国四国防衛局達第2号）  
この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日中国四国防衛局達第2号）  
この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日中国四国防衛局達第4号）  
この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日中国四国防衛局達第2号）  
この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年5月16日中国四国防衛局達第5号）  
この達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月31日中国四国防衛局達第2号）  
この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日中国四国防衛局達第6号）  
この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年1月29日中国四国防衛局達第1号）  
この達は、平成28年1月29日から施行する。

附 則（平成28年4月1日中国四国防衛局達第4号）  
この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日中国四国防衛局達第4号）  
この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日中国四国防衛局達第4号）  
この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月27日中国四国防衛局達第11号）  
この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日中国四国防衛局達第2号）  
この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日中国四国防衛局達第26号）  
この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日中国四国防衛局達第9号）  
この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日中国四国防衛局達第7号）  
この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月7日中国四国防衛局達第4号）  
この達は、令和5年4月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月24日中国四国防衛局達第6号）

この達は、令和5年4月24日から施行し、同年4月21日から適用する。

附 則（令和6年4月3日中国四国防衛局達第5号）

この達は、令和6年4月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1 本局の部・課（室）及び係別定員表（第1条関係）

部	課 等	係 等	定 員		備 考
			行（一）	自衛官	
総 務	総 務		40	5	行（一）には局長、総務部長及び会計監査官を、また、自衛官には防衛補佐官を含む。
			18	5	
		課長補佐	2		
		総務	3		
	企画	1			
	審査	1			
	人事第1	2			
	人事第2	1			
	厚生	1			
	総合調整官		4		
	適格性付与専門官	1			
	訟務専門官	1			
	人事専門官	1			
会 計			12		
		課長補佐	2		
		総務	2		
		会計	2		
	管理	2			
	出納	2			
	審査	1			
契 約			9		
		課長補佐	1		
		契約第1	2		
		契約第2	1		
		契約審査第1	2		
		契約審査第2	1		
	入札監視専門官	1			
報道官		1			
企 画	地方調整		88		企画部長、次長、基地対策室長、地方協力確保室長及び環境対策室長を含む。
			24		
		課長補佐	2		
		総務	2		
		企画	2		
		連絡調整	1		
		再編調整専門官	1		
訟務専門官	1				

基地対策室	室長補佐	1		
	基地対策第1	1		
	基地対策第2	1		
	基地対策第3	1		
地方協力確保室	室長補佐	1		
	協力確保	1		
	企画調整	1		
環境対策室	環境対策専門官	1		
周辺環境整備		1 6		
	課長補佐	4		
	施設対策第1	2		
	施設対策第2	2		
	障害防止	2		
	道路	1		
	再編交付金第1	1		
	再編交付金第2	1		
	再編交付金第3	1		
施設対策専門官	1			
防音対策		1 4		
	課長補佐	3		
	防音	2		
	移転措置	1		
	住宅防音第1	2		
	住宅防音第2	1		
	住宅防音第3	2		
	住宅防音第4	1		
事業調整専門官	1			
業 務		1 0		
	課長補佐	2		
	業務	2		
	事故補償第1	1		
	事故補償第2	1		
	漁業補償第1	1		
	漁業補償第2	1		
漁業補償第3	1			
施設管理		1 8		施設企画室長を含む。
	課長補佐	2		
	行政財産管理第1	2		

		行政財産管理第2 行政財産管理第3 行政財産台帳 国有財産調査 緑化対策 提供管理	1 1 2 1 1 1		
	施設企画室	室長補佐 施設企画第1 施設企画第2	2 2 1		
	施設取得	課長補佐 取得 賃借契約第1 賃借契約第2	6 2 1 1 1		
調 達	調達計画	課長補佐 総務 企画 計画調整第1 計画調整第2 技術専門官 工事調整専門官	8 3 1 2 2 1 1 1 1 2	6	調達部長及び次長を含む。
	事業監理	課長補佐 施設情報管理第1 施設情報管理第2 事業監理 建設事業監理官	1 0 1 1 2 1 4		
	建 築	課長補佐 建築第1 建築第2 建築第3 建築第4 建築第5 建築第6 建設監督官 施設基盤強化対策 専門官	1 5 1 2 2 2 2 1 1 2 1		

土 木	課長補佐 土木第1 土木第2 土木第3 土木第4 土木第5 土木第6 土木第7 土木第8 建設監督官 施設基盤強化対策 専門官	19 3 1 2 1 2 1 1 1 1 3 2		
設 備	課長補佐 設備第1 設備第2 設備第3 設備第4 設備第5 設備第6 設備第7 設備第8 建設監督官 施設基盤強化対策 専門官	20 2 3 3 1 1 2 2 1 1 1 2		
装 備	管理 原価監査官 検査官 情報セキュリティ監査官 政府品質管理専門 官	6 1 1 2 1	6 1 5	
総括建設監督官		1		
計		211	11	

別表第2 事務所の課及び係別定員表（第2条関係）

事務所	課 等	係 等	定 員		備 考
			行(一)	自衛官	
美 保		次長 業務	3 1 1		
津 山		次長 業務	3 1 1		
玉 野		総務 原価監査官 検査官 情報セキュリティ監査官	2 1  1	7  1 5	
岩 国	業務	業務	1 1 3 2		次長を含む。
	施設	施設	2 1		
	労務対策官		1		
	首席労務対策調査専門官		1		
	労務対策		1		
	労務対策調査専門官		1		
高 松		次長 業務	3 1 1		
計			2 2	7	